

<<<新旧対照表>>>

○多治見市地籍図根点管理保全要綱（平成十六年三月四日告示第五十一号）の一部を改正する告示新旧対照表

新	旧
<p>○<u>多治見市地籍図根点等管理保全要綱</u> 平成16年3月4日告示第51号 <u>多治見市地籍図根点等管理保全要綱</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、国土調査法（昭和26年法律第180号）<u>の規定に基づき市が設置した地籍図根点及び測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）の規定に基づき国土地理院が設置し、市が移管を受けた街区基準点（以下「地籍図根点等」という。）の管理及び保全に関して、必要な事項を定めるものとする。</u> (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>地籍図根点 国土調査法第2条第1項第3号に規定する地籍調査において、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）及び地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知。以下「運用基準」という。）に基づき市が設置した地籍図根三角点、地籍図根多角点及び地籍細部図根点をいう。</u> (2) <u>街区基準点 国土調査法第2条第1項第1号の規定により実施した都市再生街区基本調査において、都市再生街区基本調査作業規程（平成16年国土国第111号国土交通省土地・水資源局長通知）に基づき国土地理院が設置し、市が移管を受けた街区三角点、街区三角節点、街区多角点、街区多角節点及び街区補助点をいう。</u> (3) <u>測量の記録及び成果 運用基準</u> _____ _____ _____ 第19条第1項に規定する記録及び成果をいう。 (4) <u>測量 法</u> _____ _____ 第3条に規定する測量をいう。 (<u>地籍図根点等の公表</u>)</p> <p>第3条 市は、<u>地籍図根点を設置したとき又は国土地理院が設置した街区基準点の移管を受けたときは、地籍図根点等の種類及び位置を公表しなければならない。</u> (<u>地籍図根点等の使用の承認等</u>)</p> <p>第4条 <u>測量を実施するため、地籍図根点等を使用</u></p>	<p>○<u>多治見市地籍図根点 管理保全要綱</u> 平成16年3月4日告示第51号 <u>多治見市地籍図根点 管理保全要綱</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、国土調査法（昭和26年法律第180号）<u>第2条第1項第3号に規定する地籍調査に伴い市が設置した地籍図根点の管理保全について</u> _____ _____ _____ 必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>地籍図根点 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第43条第1項に規定する地籍図根三角点及び地籍図根多角点をいう。</u> (2) <u>測量の記録及び成果 地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通達。以下「運用基準」という。）第19条第1項に規定する記録及び成果をいう。</u> (3) <u>測量 測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）第3条に規定する測量をいう。</u> (<u>地籍図根点 の公表</u>)</p> <p>第3条 市は、<u>地籍図根点を設置したときは、地籍図根点</u> _____ _____ _____ の種類及び位置を公表しなければならない。 (<u>地籍図根点 の使用の承認等</u>)</p> <p>第4条 <u>測量を実施するため、法第39条において</u></p>

用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ地籍図根点等使用承認申請書（別記様式第1号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、地籍図根点等使用承認・不承認決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により市長の承認を受けて測量を実施した者は、地籍図根点等使用報告書（別記様式第3号）により、使用結果を市長に報告しなければならない。

（工事施工の届出等）

#### 第5条 工事主

は、地籍図根点等付近で次の各号のいずれかに該当する工事を行うときは、あらかじめ 工事施工届出書（別記様式第4号）を市長に 提出しなければならない。

（1）掘削底面の地籍図根点等寄りの端から上方45度の線の内側に地籍図根点等又は地籍図根点等保護構造物（以下「地籍図根点等構造物」という。）が入る掘削を伴う工事

（2）地籍図根点等構造物から半径10メートル以内で実施するくい打ち又はくい抜き等地震盤へ振動を与える工事

（3）その他地籍図根点等構造物に影響を及ぼすおそれのある工事

2 前項に規定する工事施工届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1）位置図、断面図及び平面図（掘削位置と地籍図根点等の位置関係を明示したもの）

（2）引照点に関する測量資料

（3）現況写真（地籍図根点等、地籍図根点等周辺及び全ての引照点を確認できるもの）

（4）その他市長が必要と認める図書

3 工事主は、工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書（別記様式第5号）に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）地籍図根点等構造物の異状の有無が確認できる測量資料

（2）点検測量等の成果

（3）完了写真（地籍図根点等、地籍図根点等周辺及び全ての引照点を確認できるもの）

（4）その他市長が必要と認める図書

4 市長は、前項に規定する工事完了報告書が提出されたときは、当該工事に係る地籍図根点等

準用する法第26条又は法第44条第1項の承認を受けて地籍図根点を使用しようとする者は、あらかじめ地籍図根点 使用承認申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により測量を実施する者は、地籍図根点に異状（亡失、き損、成果異状等をいう。）が認められる場合は、地籍図根点異状報告書（別記第2号様式）により市長に報告しなければならない。

（工事施行の届出）

#### 第5条 工事主又は工事施行者（以下「工事主等」という。）

が、地籍図根点 付近で次の各号のいずれかに該当する工事を行うときは、あらかじめ地籍図根点付近での工事施行届出書（別記第3号様式）を市長に提出し、その意見を聴かななければならない。

（1）掘削底面の地籍図根点 寄りの端から上方45度の線の内側に地籍図根点 又は地籍図根点 保護構造物（以下この条において「地籍図根点 構造物」という。）が入る掘削を伴う工事

（2）地籍図根点 構造物から半径10メートル以内で実施するくい打ち又はくい抜き等地震盤へ振動を与える工事

（3）その他地籍図根点 構造物に影響を及ぼすおそれのある工事

構造物を確認し、工事確認結果通知書（別記様式第6号）により工事主に通知するものとする。

5 前項に規定する確認結果通知書により、市長が指示を行ったときは、工事主は、直ちに指示に従わなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、前項に規定する指示を行った場合に準用する。

（一時撤去）

第6条 工事主は、地籍図根点等を一時的に撤去する必要があるときは、あらかじめ市長に地籍図根点等一時撤去承認申請書（別記様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、地籍図根点等が設置されている土地若しくは建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）が工事を行う場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、地籍図根点等一時撤去承認・不承認決定通知書（別記様式第8号）により、工事主に通知するものとする。

3 土地所有者等  
の都合により地籍図根点等を一時撤去する必要があるときは、土地所有者等は、地籍図根点等一時撤去請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

4 第1項に規定する地籍図根点等一時撤去承認申請書及び前項に規定する地籍図根点等一時撤去請求書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1）位置図、断面図及び平面図（掘削位置と地籍図根点等の位置関係を明示したもの）

（2）現況写真（地籍図根点等、地籍図根点等周辺及び全ての引照点を確認できるもの）

（3）その他市長が必要と認める図書

（移転）

第7条 工事主は、真にやむを得ない事情により地籍図根点等を移転する必要があるときは、地籍図根点等移転請求書（別記様式第10号）に次に掲げる図書を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

（1）現況写真（地籍図根点等及び地籍図根点等周辺が確認できるもの）

（2）その他市長が必要と認める図書

（復元）

第8条 工事主は、地籍図根点等の一時撤去又は工事により、地籍図根点等構造物の効用に支障を来たしたときは、当該地籍図根点等構造物を従前と同一の構造で復元し、測

（一時撤去）

第6条 工事主等（公共団体を除く。以下同じ。）が、地籍図根点を一時的に撤去する必要があるときは、あらかじめ市長に地籍図根点一時撤去承認申請書（別記第4号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 公共団体が、地籍図根点を一時的に撤去する必要があるときは、地籍図根点一時撤去協議書（別記第5号様式）を提出しなければならない。

3 地籍図根点の設置されている土地又は建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の都合により地籍図根点を一時的に撤去する必要があるときは、土地所有者等は、地籍図根点一時撤去請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（移転）

第7条 工事主等、公共団体又は土地所有者等が法第39条において準用する法第24条の移転を請求するときは、あらかじめ市長に地籍図根点移転請求書（別記第7号様式）を提出しなければならない。

（復元）

第8条 工事主等又は公共団体は、地籍図根点の一時撤去又は工事により、その効用に支障を来たしたときは、当該地籍図根点を従前と同一の構造で復元し、測量の記録及び

<p>量の記録及び成果を<u>修正しなければならない</u>。</p> <p>2 前項の場合において、同一の構造による復元が不可能な場合は、市と協議の上、変更することができる。</p>	<p>成果を<u>修正するものとする</u>。</p> <p>2 前項の場合において、同一の構造による復元が不可能な場合は、市と協議の上、変更することができる。</p>
<p><u>3 工事主以外の者が、故意又は過失により地籍図根点等建造物の効用に支障を来たしたときは、前2項の規定を準用する。</u></p>	
<p>(復元工事の<u>施工者</u>)</p>	<p>(復元工事の<u>施行者</u>)</p>
<p>第9条 <u>地籍図根点等建造物を復元する工事</u>（以下「復元工事」という。）は、その原因者が行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>市が行う</u>。</p>	<p>第9条 <u>地籍図根点の建造物を復元する工事</u>（以下「復元工事」という。）は、その原因者が行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>市で行う</u>。</p>
<p>(1) <u>工事主</u>による復元工事が困難であると市長が認めたととき。</p>	<p>(1) <u>工事主等</u>による復元工事が困難であると市長が認めたととき。</p>
<p>(2) <u>第6条第3項の規定により、土地所有者等が地籍図根点等の一時撤去を請求したとき</u>。</p>	<p>(2) <u>地籍図根点が地籍図根三角点及び地籍図根多角点（第1次及び第2次のものに限る。）であるとき</u>。</p>
<p>2 復元工事に係る測量を実施する者は、法第48条第1項に規定する測量士又は測量士補の資格を有する者で、かつ、法第33条第1項に規定する作業規程に基づく公共基準点測量の経験を有する者のうちから選定するものとする。</p>	<p>(3) <u>地籍図根点の一時撤去が土地所有者等からの第6条第3項の規定による請求によるものであるとき、又は復元工事の原因となる工事が当該地籍図根点に係る土地所有者等が施行する工事であるとき</u>。</p> <p>(4) <u>法第39条において準用する法第24条の移転であるとき</u>。</p> <p>2 復元工事に係る測量を実施する者は、法第48条第1号に規定する測量士又は測量士補の資格を有する者で、かつ、法第33条第1項に規定する作業規程に基づく公共基準点測量の経験を有する者のうちから選定するものとする。</p>
<p><u>3 工事主は、偏心法による復元工事を行う場合は、市長と協議のうえ工事施工者を決定するものとする。</u></p>	<p><u>3 測量の記録及び成果の修正及び点検は、市で行う。</u></p>
<p>(復元工事及び測量)</p>	<p>(復元工事及び測量)</p>
<p>第10条 <u>工事主は、復元工事を実施するときは、地籍図根点等復元工事施工承認申請書（別記様式第11号）に次に掲げる図書を添えて、あらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p>	<p>第10条 <u>工事主等は、復元工事を実施するときは、あらかじめ市長に地籍図根点復元工事施行承認申請書（別記第8号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。</u></p>
<p>(1) <u>現況写真（地籍図根点等及び地籍図根点等周辺が確認できるもの）</u></p>	
<p>(2) <u>その他市長が必要と認める図書</u></p>	
<p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定し、<u>地籍図根点等復元工事施工承認・不承認決定通知書（別記様式第12号）により、工事主に通知するものとする。</u></p>	
<p><u>3 工事主は、復元工事が完了したときは、地籍図根点等復元工事完了報告書（別記様式第13号）に次に掲げる図書を添えて、速やかに市長に提出し、市長の確認を受けなければならない。</u></p>	<p>2 <u>復元工事が完了した場合は、市長に地籍図根点復元工事完了届出書（別記第9号様式）を提出し、市の確認を受けなければならない。</u></p>

<p>(1) <u>完了写真（復元工事の品質、出来高、工程その他の実施状況が確認できるもの）</u></p> <p>(2) <u>平面図（地籍図根点等及び全ての引照点の確認できるもの）</u></p> <p>(3) <u>点検測量等の成果</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める図書</u></p> <p>4 <u>市長は、前項に規定する確認を行ったときは、地籍図根点等復元工事確認結果通知書（別記様式第14号）により、工事主に通知するものとする。</u></p> <p>5 <u>前項に規定する地籍図根点等復元工事確認結果通知書により、市長が指示を行ったときは、工事主は、直ちに指示に従わなければならない。</u></p> <p>6 <u>第3項及び第4項の規定は、前項に規定する指示を行った場合に準用する。</u></p> <p>7 <u>復元工事に係る測量は、法、国土調査法、準則及び運用基準に従い行わなければならない。</u></p> <p>8 <u>測量の記録並びに成果の修正及び点検は、市長が行う。</u></p> <p><u>（復元工事の費用負担）</u></p>	<p>3 <u>復元工事に係る測量は、法、国土調査法、準則及び運用基準に従い行わなければならない。</u></p> <p><u>（費用負担）</u></p>
<p>第11条 <u>地籍図根点等の復元工事に要する費用は、工事主の負担とする。ただし、次の各号に該当する場合は、市の負担とする。</u></p> <p>(1) <u>第6条第3項の規定により、土地所有者等が地籍図根点等の一時撤去を請求する場合</u></p> <p>(2) <u>第7条の規定により、工事主が地籍図根点等の移転を請求する場合</u></p> <p>(3) <u>その他復元工事に要する費用を市が負担することについて、市長が適当と認めた場合</u></p> <p><u>（その他）</u></p>	<p>第11条 <u>地籍図根点の一時撤去若しくは移転又は復元工事に要する費用は、その費用に係る一時撤去又は移転が第6条第3項又は第7条の規定による土地所有者等からの請求による場合、又は復元工事の原因となる工事が当該地籍図根点に係る土地所有者等が施行する工事である場合を除くほか、工事主等又は公共団体の負担とする。ただし、市長が工事主等又は公共団体の負担を適当でないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>（その他）</u></p>
<p>第12条 <u>この要綱により難しいとき、又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、その都度市長が定める。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この告示は、平成16年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第12条 <u>この要綱により難しいとき、又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いは、その都度市長が定める。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この告示は、平成16年4月1日から施行する。</u></p>
<p>別記</p> <p><u>様式第1号（第4条関係）</u></p> <p><u>様式第2号（第4条関係）</u></p> <p><u>様式第3号（第4条関係）</u></p> <p><u>様式第4号（第5条関係）</u></p> <p><u>様式第5号（第5条関係）</u></p> <p><u>様式第6号（第5条関係）</u></p> <p><u>様式第7号（第6条関係）</u></p>	<p>別記</p> <p><u>第1号様式（第4条関係）</u></p> <p><u>第2号様式（第4条関係）</u></p> <p><u>第3号様式（第5条関係）</u></p> <p><u>第4号様式（第6条関係）</u></p> <p><u>第5号様式（第6条関係）</u></p> <p><u>第6号様式（第6条関係）</u></p> <p><u>第7号様式（第7条関係）</u></p>



<u>様式第8号（第6条関係）</u> <u>様式第9号（第6条関係）</u> <u>様式第10号（第7条関係）</u> <u>様式第11号（第10条関係）</u> <u>様式第12号（第10条関係）</u> <u>様式第13号（第10条関係）</u> <u>様式第14号（第10条関係）</u>	<u>第8号様式（第10条関係）</u> <u>第9号様式（第10条関係）</u>
<b>摘要</b>	<b>改正理由</b> 国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づき多治見市が設置した地籍図根点の管理保全要綱に測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき国土地理院が設置し、多治見市が移管を受けた街区基準点の一般的取扱い及び保全に関する必要事項を加え、一括して管理保全が行えるよう所用の改正を行うもの。